

三重県集客施設時短要請等協力金 よくある質問について

令和3年8月27日版
令和3年10月1日更新

協力金の概要について

Q1 三重県集客施設時短要請等協力金の概要は？

A1 令和3年8月17日に発表した三重県新型コロナウイルス「三重県まん延防止等重点措置」において、県内の一部地域の集客施設（飲食店以外）に対して8月20日から9月12日までの夜間営業時間の短縮（以下、「時短営業」という。）要請を行いました。

また、8月25日に発表した「三重県緊急事態措置」において県内全域の集客施設（飲食店以外）に対して8月27日から9月12日までの時短営業要請（食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店に対しては休業要請）を行い、9月9日には要請期間を9月30日まで延長しました。

本要請に応じて、要請対象となる施設の時短営業または休業に全面的に協力（※）いただいた事業者に対して、協力金を支給します。

※全面的に協力とは、まん延防止等重点措置実施期間（8月20日から8月26日）においては、対象地域内の全ての対象施設について、全期間20時（一部施設は21時）から翌日午前5時まで営業を行わない時短営業に協力いただくこと、緊急事態措置実施期間（8月27日から9月30日）においては、県内全域の全ての対象施設について、全期間20時（一部施設は21時）から翌日午前5時まで営業を行わない時短営業（食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店においては、休業もしくは酒類（持込み含む）、カラオケの提供をとりやめた上での時短営業）に協力いただくことをいいます。

協力金の対象業種について

Q2 本協力金の支給対象となる施設は何か？

A2 まん延防止等重点措置実施期間（8月20日から8月26日）においては、次の施設が対象となります。

- ①建築物の床面積が1,000㎡を超える劇場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設、遊興施設、物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）
- ②上記①の一部を賃借するテナント等（飲食店以外の事業を営む事業者）

緊急事態措置実施期間（8月27日から9月30日）においては、上記に加え、次の施設が対象となります。

- ③建築物の床面積が1,000㎡以下の食品衛生法上における飲食店営業許可を受けて

いないカラオケ店

なお、いずれの場合も、国及び地方公共団体その他これに類する法人が大規模施設を運営する場合、協力金の支給対象とはなりません。

Q3 建築物の床面積が1,000㎡超の大規模施設にテナントとして入居する店舗は、大規模施設が時短営業することにより、やむを得ず時短営業することになるが協力金の対象となるか？

A3 テナントとして入居する店舗については、協力金の対象となります。協力金額は②テナント等により算出してください。

なお、テナントとして入居する飲食店については、本協力金ではなく、飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請協力金の対象となり得るため、基本的には同協力金の申請をしていただきますが、飲食店向けの協力金の対象となっていないテイクアウト専門店、キッチンカー等であって、かつ、テナント事業者としての要件（要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設に入居していること、当該大規模施設との契約に基づき継続的に事業を営むもの等）を満たす場合は、本協力金の対象となります。

Q4 大企業も協力金支給の対象となるか？

A4 大企業も対象となります。

Q5 協力金の対象外となる施設はあるか？

A5 以下の施設は対象外となります。

- ・建築物の床面積が1,000㎡以下の商業施設等
- ・建築物の床面積が1,000㎡を超える生活必需物資販売店（食料品、衣料品、医薬品等）

Q6 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人などは協力金の対象となるか？

A6 時短要請の対象となる施設を営利目的で運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。なお、団体の活動としてのみ使用するなど営利目的ではない場合は協力金の対象とはなりません。

協力金の算定方法について

Q7 協力金の算出方法はどうか？

A7 ①大規模施設等については、1,000㎡毎に20万円×時短率（短縮した時間／本来の

営業時間) ×時短日数で算出します。なお、生活必需物資等を販売する要請の対象外部分の面積は除きます。

また、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店で休業した場合は、1,000 m²毎に 20 万円×休業日数で算出します。

(例 1) 10 時～22 時まで営業する対象面積 3,600 m²の百貨店が 8 月 20 日～9 月 12 日の 24 日間、20 時までの時短要請に協力した場合

20 万円 × (3,000 m² / 1,000 m²) × (2 時間 / 12 時間) × 24 日間 = 240 万円 となります。

※1,000 m²を 1 単位とし、1 単位未満は切り捨てとします。

※総面積が 1,000 m²未満の場合は、1,000 m²とみなします。

(例 2) 10 時～23 時まで営業する面積 2,000 m²の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店が、8 月 27 日～9 月 12 日の 17 日間、酒類の提供 (持ち込み含む)、カラオケの提供をとりやめ、20 時までの時短要請に協力した場合

20 万円 × (2,000 m² / 1,000 m²) × (3 時間 / 12 時間) × 17 日間 = 170 万円 となります。

(例 3) 10 時～23 時まで営業する 2,000 m²の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店が 8 月 27 日～9 月 12 日の 17 日間、休業に協力した場合

20 万円 × (2,000 m² / 1,000 m²) × 17 日間 = 680 万円 となります。

②テナント等については、100 m²毎に 2 万円×時短率 (短縮した時間 / 本来の営業時間) ×時短日数で算出します。

(例) 10 時～22 時まで営業する 360 m²のテナントが 8 月 20 日～9 月 12 日の 24 日間、20 時までの時短要請に協力した場合

2 万円 × (300 m² / 100 m²) × (2 時間 / 12 時間) × 24 日間 = 24 万円 となります。

※100 m²を 1 単位とし、1 単位未満は切り捨てとします。

※総面積が 100 m²未満の場合は、100 m²とみなします。

③建築物の床面積が 1,000 m²以下の食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店については、2 万円×休業日数で算出します。

また、時短営業に協力した場合は、2 万円×時短率 (短縮した時間 / 本来の営業時間) ×時短日数で算出します。

(例 1) 10 時～19 時まで営業する 860 m²の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店が 8 月 27 日～9 月 12 日の 17 日間、休業に協力した場合

2 万円 × 17 日間 = 34 万円 となります。

(例 2) 10 時～23 時まで営業する面積 860 m²の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店が、8 月 27 日～9 月 12 日の 17 日間、酒類の提供 (持ち込み含む)、カラオケの提供をとりやめ、20 時までの時短要請に協力した場合

2 万円 × (3 時間 / 12 時間) × 17 日間 = 8 万 5 千円 となります。

協力金の支給要件等について

Q8 飲食店向けの時短要請協力金とこの協力金は、重複して申し込むことができるか？

A8 8月20日から9月30日を期間とする飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請協力金との重複受給はできません。

※飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請等協力金（8月20日から9月30日）と三重県集客施設時短要請等協力金は、本県へのまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用を受け実施された共通の財源の協力金のため、重複受給することはできません。

Q9 対象大規模施設を複数持つ場合、施設数に応じた協力金が支給されるか？

A9 対象施設を複数持つ場合、全ての施設で時短要請に応じていただければ、全施設に対して協力金を支給します。

但し、一つでも時短要請に応じていただいていない施設がある場合は、全ての施設に対して協力金は支給されません。

Q10 時短要請の対象事業者が、時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となるか？

A10 対象事業者が、時短要請期間の全てを通して時短又は休業していただければ支給対象となりますので、休業した場合も協力金の対象となります。但し、その場合においても時短率に変更はありません。

（例）通常の営業時間が10時～22時まで営業する施設

- ・10時～20時に時短した場合の時短率は「2時間／12時間 = 1／6」
- ・休業した場合の時短率は「2時間／12時間 = 1／6」

※時短率の「短縮した時間」は、夜間時間帯において短縮した時間で計算。

Q11 時短要請の対象事業者が、営業時間を前倒しし、20時までの営業とする場合は協力金の対象となるか？

（例えば、12時から22時の営業を、10時から20時に変更する場合）

A11 20時以降の営業を休止しているので協力金の対象となります。この場合の協力金の算出における時短率（短縮した時間／本来の営業時間）は20時以降の営業を休止した時間を用いて算出します。

（例）12時～22時まで営業する大規模施設が10時～20時までの営業に変更した場合の時短率は「2時間／10時間 = 1／5」となります。

Q12 時短要請の対象事業者が、時短要請協力中の定休日に休業した場合、この間は協力したこととなるのか？

A12 時短営業だけでなく、要請期間中に休業していただくことも要請に応じていただいとみなします。時短要請に全面的に協力いただいている施設であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q13 通常の営業時間とは、どの時間のことを指すか？

A13 時短要請の対象となる通常の営業時間は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。

例えば、通常の営業時間を 20 時と対外的に告知しているが、お客さんがいるときだけ 20 時 15 分ころまで、開けていることがあるという場合は、対外的に告知している 20 時を通常の営業時間と判断するので、対象外となります。

Q14 曜日によって営業時間が異なる場合、どのように時短率を計算すれば良いか。

A14 最も有利となる 曜日の 営業時間を選択 して、「短縮した時間」と「本来の営業時間」を算出 してください。

<例>

・月曜日は定休日、火曜日～木曜日は 10 時～21 時営業（11 時間営業）、金曜日は 10 時～22 時（12 時間営業）、土曜日と日曜日は 9 時～22 時営業（13 時間営業）の施設が、20 時までの時短営業とした場合。

→火曜日～木曜日の「短縮した時間÷本来の営業時間」＝「1 時間÷ 11 時間」

金曜日の「短縮した時間÷本来の営業時間」＝「2 時間÷ 12 時間」

土曜日と日曜日の「短縮した時間÷本来の営業時間」＝「2 時間÷ 13 時間」

⇒この場合、最も有利となる金曜日を 選択して時短率を算出。

Q15 スポーツジム（要請の対象）と飲食店（要請の対象）が同一施設内にあり、同一法人が経営しています。また、その施設は建築物の床面積が

1,000㎡を超えています。この場合、20 時の時点でスポーツジムの営業を終了すれば、飲食店は 20 時を過ぎて営業を続けても協力金の対象となるか？

A15 建築物の床面積が 1,000㎡を超える大規模施設内で時短要請対象の業種と飲食店が一体となって営業されている場合は、大規模施設内の店舗をすべて 20 時で閉店していただく必要があります。どちらか片方でも 20 時を超えて営業している場合は協力金の支給対象とはなりません。

なお、飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請協力金との併用はできませんので、飲食店向けの時短協力金か本協力金のどちらかを選択して申請してください。

Q16 おもちゃ屋（要請の対象）と食料品売り場（要請の対象外）が同一施設内にあり、同一法人が経営しています。また、その施設は建築物の床面積が1,000㎡を超えています。この場合、要請の対象となっているおもちゃ屋を20時で営業を終了すれば、食料品売り場は20時を過ぎて営業を続けても協力金の対象となるか？

A16 建築物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設内で時短要請対象の業種と時短要請対象外の業種が一体となって営業されている場合は、要請対象の部分（本事例ではおもちゃ屋）をすべて20時で閉店していただく必要があります。食料品売り場については、要請の対象外ですので、20時を超えて営業していても協力金の支給対象となります。ただし、協力金の算定は、要請の対象面積のみで行います。

Q17 時短要請の対象施設について、時短要請期間中、すべての期間において時短営業を行わなければ、協力金が支給されないのか？

A17 要請期間の途中から時短営業を行った場合や途中で時短営業を中止した場合は、協力金の支給対象とはなりません。

要請期間中（8月20日から9月30日又は8月27日から9月30日）すべての期間で要請に対応していただく必要があります。

但し、要請期間中に新規開業した事業者については、開業日から要請期間の全期間時短営業に協力いただいた場合、特例的に協力金の支給対象とします。この場合、支給金額は、開業日から数えた時短日数で算定されます。

Q18 8月5日以前から新型コロナウイルスの感染防止に対応するため自主的に時短営業／休業しているが、そのまま継続して時短営業／休業すれば、要請に協力したことになり、協力金の対象となるか？

A18 あくまでも時短営業／休業することを決めたのは自主的なご判断であり、県の要請に従って行う休業ではないため、対象とはなりません。

Q19 8月20日から9月30日の期間中に営業を開始した大規模施設やテナント店舗は、協力金の支給対象となるか？

A19 対象となります。但し、開業日から要請期間の全期間、継続して時短営業（食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店の場合は休業）に協力いただいたことが前提です。

Q20 協力金の支給を受けるために、感染防止対策を講じている必要はあるのか？

A20 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策等を講じていただくことは、以前より事業者の皆様をお願いしているところです。今回の時短要請及び休業要請の趣旨が感染拡大防止対策ですので、業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を行っていることは協力金支給の前提となります。

申請資料について

Q21 申請資料はいつ公表されるのか？

A21 要請期間終了後に公表しますので、お待ちください。

Q22 時短営業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A22 時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に、

- ・県の要請に応じていること
 - ・通常の営業時間ではなく、期間中は営業時間が20時以前までであること
- を周知していただく必要があります。

必ずしも、県HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、できるだけ県HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載必要な事項>

- ・県の要請に応じていること
- ・実施期間（＝要請期間）
- ・要請期間中は、20時以前までで閉店すること
- ・従来営業時間から変更していること
- ・店舗名（住所含む）

Q23 休業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A23 時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に、

- ・県の要請に応じていること
- ・要請期間中は休業することを周知していただく必要があります。

必ずしも、県HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、できるだけ県HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載必要な事項>

- ・県の要請に応じていること
- ・実施期間（＝要請期間）

- ・要請期間中は、休業すること
- ・店舗名（住所含む）

その他

Q24 時短要請の対象事業者が、20時に営業を終了し、お客さんが退店したあと、店員が事務作業を行ってもよいのか？

A24 店員の事務作業については、営業行為に当たらないので問題ありません。しかし、営業を行っていると誤解されないよう、20時以降は看板の照明を落とすなど対策を講じてください。

Q25 時短要請ないし休業要請に協力した店舗名は公表するのか？

A25 公表する予定です。

Q26 他の補助金等との重複受給は可能か？

A26 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、ARTS for the future! コロナ禍を乗り切るための文化芸術活動の充実支援、月次支援金などほかの補助金等との重複受給はできません。

Q27 建物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設等を運営しているが、生活必需物資等を販売する要請の対象外の面積を除くと1,000㎡に満たない。この場合の協力金の算定はどうか？

A27 大規模施設等の自己利用部分面積は百の位以下を切り捨てて計算しますが、1,000㎡に満たない場合は1,000㎡とみなして計算します。

(例) 10時～22時まで営業する2,500㎡のショッピングモール（総面積2,500㎡、要請対象の面積500㎡、要請対象外面積2,000㎡）が5月11日～5月31日の21日間、20時までの時短要請に協力した場合、要請対象面積は500㎡ですが、1,000㎡とみなして計算。

→20万円×(1,000㎡/1,000㎡)×(2時間/12時間)×21日間=70万円 となります。

Q28 建物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設等に入居するテナントだが、テナントの面積は100㎡に満たない。この場合の協力金の算定はどうか？

A28 テナントの店舗面積は十の位以下を切り捨てて計算しますが、100㎡に満たない場合は100㎡とみなして計算します。

(例) 12時～22時まで営業する80㎡のテナントが8月20日～9月12日の24日間、20時までの時短要請に協力した場合

→2万円×(100㎡/100㎡=1)×(2時間/10時間)×24日間=9万6千円 となります。

Q29 テナント事業者等のうち、映画配給会社とはどのような会社のことか？

A29 本協力金における映画配給会社とは、映画作品の制作と興行（映画館運営）をつなぎ、他事業者が所有・運営する映画館に映画作品を配給する事業を営む会社のことを言います。自社で映画館を所有・運営している場合（映画館運営の一環として映画作品の配給を行っている場合も含む）は、映画配給会社ではなく、映画館運営事業者となります。

Q30 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店は、休業要請期間中、すべての期間において休業しなければ、協力金が支給されないのか？

A30 要請期間の途中から休業した場合や途中で休業を中止した場合は、協力金の支給対象とはなりません。

要請期間中（8月27日から9月30日）すべての期間で休業又は時短要請に対応していただく必要があります。

但し、要請期間中に新規開業した事業者については、開業日から要請期間の休業に協力いただいた場合、特例的に協力金の支給対象とします。この場合、支給金額は、開業日から数えた休業日数で算定されます。

Q31 8月20日から適用された「三重県まん延防止等重点措置」による時短営業の協力要請には応じず、通常営業を行ってきたが、8月27日からの緊急事態措置の適用に伴う時短要請には、協力しようと思う。この場合、協力金の支給対象となるか？

A31 緊急事態措置実施期間（8月27日から9月30日）から協力いただく場合も、対象となります。協力金支給対象期間は、8月27日から9月30日までです。